

幼児期における民主主義への教育 (V) —シュレースヴィヒ = ホルシュタイン州の 保育施設における子ども達の参画—

Erziehung zur Demokratie im Vorschulalter (V)
—Partizipation der Kinder in den Schleswig-Holsteiner Kindertagesstätten—

船越美穂

Miho FUNAKOSHI

福岡教育大学 幼児教育講座

(平成26年9月26日受理)

はじめに

「子どもの権利条約」が1989年11月20日に国連で決議されて以来、乳幼児教育分野においても、子どもの権利が意識化されるようになった。日本では、1994年の権利条約批准後、改訂保育所保育指針(1999年)の中で、「乳幼児の最善の利益」に考慮することが記載され、子どもの人権や文化の違いへの配慮、性別による固定的な役割分業意識を植え付けないための配慮について言及された¹。一方、1998年改訂「幼稚園教育要領」では、子どもの権利に関しての直接的な表現を見出すことはできない。むしろこの改定版では、教師による計画的な環境構成や援助に関して記述された点が特徴である²。これは1989年版「幼稚園教育要領」において幼児の主体性を重視するあまり、保育者の指導性の欠如がもたらされた指摘されたことに起因している³。2008年改訂「幼稚園教育要領」では、協同的な遊びと共に、集団生活を通しての規範意識の芽生えの育成について明示された。以上のように、「幼稚園教育要領」には子どもの権利や文化の違いへの配慮等について未だに触れられていないのが現状である。現場の保育実践では、子ども達の主体的な遊びを中心にしながらも、活動テーマや行事の計画自体に子ども達が参画する権利を有している保育施設はあまり多くは見られない。

このような中、2014年4月30日に、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第一号)が告示された。幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設双方の位置づけを有する単一施設として、2015年4月から開始される「子ども・子育て支援新制度」の大きな特徴の一つでもある。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、現行の「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」が統合された体裁になっている。従って、「子どもの最善の利益」を考慮して、子ども達の生活を保障し、心身ともに健やかに育成することが、「教育及び保育の目標」に記載された。この点は「保育所保育指針」の精神を受け継いでいる。しかしながら、子どもの人権や文化の違いへの配慮、性別による固定的な役割分業意識を植え付けないための配慮については言及されていない。

ドイツでは、子どもの権利条約批准後、まず教育に関する法規が改定された⁴。そして実践自体にも子どもの権利条約の影響を見出すことができる。筆者はドイツの実践から、日本の幼児教育は何らかの示唆を受けることが可能であると考えている。その一例こそが保育施設の子どもの参画なのである。本論では、子どもの権利条約を受けて改訂されたドイツ法規、及び青少年大臣及び文部大臣会議で2004年に可決制定された共通大綱を踏まえた上で、ドイツの最北端に位置する

シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州の幼児教育指針に示された参画に関する理論的枠組みを検証し、保育施設において具体的にどのように実践されているのか、その特徴と今後の課題について明らかにする。

I. 子どもの権利条約とドイツ関係法規

子どもの権利条約はドイツの関係法規に影響を及ぼした。まず、1990年6月26日改正の社会保障法典 (Sozialgesetzbuch VIII) における青少年法 (Kinder- und Jugendhilfegesetz) に、次のように子ども達による参加する権利が明記された。

「児童ならびに少年は、成熟度に従って、自己に影響を及ぼす公的青少年保護補導による決定のすべてに参加されなければならない。彼らは行政手続きにおいて、ならびに家庭裁判所と行政裁判所の手続きにおいて、適切な方法で、彼らの権利が顧慮されなければならない。」⁵

青少年法はすべての保育施設に有効であるため、その後、ドイツ各州の関係法規にも改正が行われ、シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州では1991年12月12日に Kita⁶ 法 (Kindertagesstättengesetz - KiTaG) において次のように参加する権利が定められた。

「保育施設の子ども達、とりわけ学齢期では、成熟度に従って、彼らの日課に関する事柄に参加されなければならない。」⁷

II. ドイツの共通大綱における参画

ドイツでは、「幼児教育のための各州の共通大綱」(Gemeinsamer Rahmen der Länder für die frühe Bildung in Kindertageseinrichtungen, 以下、共通大綱と略) が青少年大臣及び文部大臣会議で2004年に可決制定された⁸。共通大綱において、保育施設は公的教育制度の不可欠な部分として位置づけられた。

保育のあり方については、総合的援助 (ganzheitliche Förderung)⁹、生活世界に基づいた活動、適切な参画の機会を提供することが、乳幼児期の教育プロセスにとって有効であるという見解が出された。保育施設の教育的使命は、一人ひとりの能力及び学習準備の早期からの強化、子どもの探究欲求の拡大・援助・挑発、価値観の教

育、学習することを学ぶことを援助すること、社会的脈絡における世界理解の促進である。

共通大綱では、子ども達のホリスティックな学習にとって有効なのが「プロジェクト活動」であると示された。なぜなら、プロジェクト活動は、子ども達の生活世界に根ざし、彼らの興味関心に結びついた学習を展開できる。さらに子どもたち自身の関与を促進し、創造の余地があって、チームワークを育て、失敗との建設的なつきあいを促すことができるからである。

共通大綱では以下の通り、保育者が総合的援助を行う上ですべての場面で配慮すべき観点が示された。

- ①学習することを学ぶための援助
- ②子ども達の生活にかかわる決定に発達に合った形で参画できるようにすること
- ③異文化間教育
- ④ジェンダー教育
- ⑤発達リスクや障害をもつ子どもたちへの特別な支援
- ⑥特別な才能を持つ子どもたちへの支援

共通大綱では、以下の通りテーマ別教育領域 (Bildungsbereiche) を示し、保育者が子ども達の教育機会が豊かなものになるよう、顧慮し援助することを重要な任務とした。

- ①言語、文字、コミュニケーション
- ②人格的及び社会的発達、価値への教育/宗教教育
- ③算数、自然科学、(情報)技術
- ④音楽教育、メディアとのつきあい
- ⑤身体、運動、健康
- ⑥自然、文化環境

III. シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州の幼児教育指針における参画

ドイツの保育施設では、前述した共通大綱に基づいて作成された連邦州ごとの教育計画に則して実践が行われている。シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州教育文化省では、2004年に「人生の始まりを首尾よく―幼児教育指針」(Erfolgreich starten- Leitlinien zum Bildungsauftrag in Kindertageseinrichtungen 以下、幼児教育指針と略) 第一版を草案として公表した。著者はキール専門大学教授のクナウアー博士 (Pro. Dr. Raingard Knauer) と子どもの参画教育研究所のハンゼン氏 (Rüdiger Hansen) である。その後現場における試行期間を経て、2008年8月に改訂版が刊行された¹⁰。

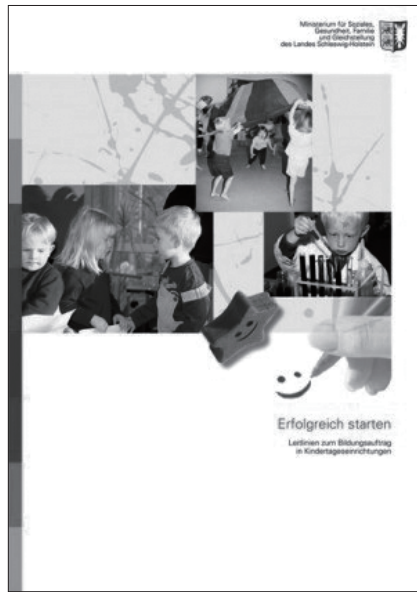


写真1. シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州幼児教育指針

1. 教育観

幼児教育指針では、保育施設における教育を行う上で共通理解しておくべき教育観について次のように示している。

「幼児教育指針が基づく教育観では、子どもを彼自身の教育プロセスの主体として受けとめることを要求する。教育が子ども達の関与なしに成立しない場合に、参画（Partizipation）が教育援助の鍵になる。」¹¹

そのためには、子どもが入園した時に、一定期間の慣らし保育を行うことによって、保育者との安定した愛着関係を構築し、子ども達に安心感を持たせることが教育援助の上からも何よりも重要であるとしている¹²。さらに、幼児教育指針では、3歳未満の乳幼児及び学童保育を受ける就学児童への配慮事項をも記載している点が注目される。教育援助の目標としては、子どもたちに自己のコンピテンシー（Selbstkompetenz）、社会的コンピテンシー（Sozialkompetenz）、事物的コンピテンシー（Sachkompetenz）、及び学習方法のコンピテンシー（Lernmethodische Kompetenz）といった4つのコンピテンシーの獲得を支援し、それによって、自律的・連带的行動能力を強化するように援助することが目指されている¹³。

2. 指導原理としての民主主義

以上のような教育観と教育目標に基づいて、

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州幼児教育指針では、指導原理として「民主主義」（Demokratie）を掲げているのである。少し長くなるが、内容を一部紹介してみよう。

「民主主義国家においては、民主主義が公的保育施設の教育活動の理想像としても機能しなければならない。……つまり施設及び職員集団の目的、構成、具体的行動の仕方がそこに方向づけられねばならないのである。民主主義は人権とそれに結びつく基本価値である自由、平等、連帯に基づく。すべての社会メンバーの個人の権利が、子ども達にとっても有効であることは、1989年11月20日に国連子どもの権利条約の中で国際的に合意された。指導原理としての民主主義は、子ども達に民主主義的権利を保障し、非民主主義的方法に対抗する。指導原理としての民主主義は、民主社会における生活に自律的、連带的、合法的に参加できるように子ども達を援助する。保育施設で子ども達は、大人との共同体がどのように制御され、決定がどのように行われ、プロセスにどんな影響を及ぼすのかを、通常は家庭外ではじめて体験する。子ども達はすべての決定が他者によって行われるのか、あるいは自分達の声が聴かれるのか、そして施設の直接的な日常の構築に影響を持てるのかを体験する。民主主義が指導原理として使用される時に初めて、保育施設は民主的政治教育の学習とトレーニングの場であり、『民主主義の子ども部屋』（Kinderstube der Demokratie）として機能するのである。……指導原理としての民主主義はまた、参画（Partizipation）をも要求する。民主主義的思考と行動はひとりでは生まれえない。誰も民主主義者として生まれてこない。民主主義のための基本能力とは、自分の利害を認識し、他者に向かって主張する能力、他者の身になって考える能力、社会状況を分析する力、対立を知覚して解決する能力、行動の代案を見つけてその結果を判断する能力である。これらの能力の習得はすでに保育施設でスタートし、学校でさらに促進され得る。」¹⁴

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の幼児教育指針は、基本的な点では共通大綱に依拠しながらも、民主主義を指導原理として、子ども達の参画する機会を保障することを第一に考えている点で、共通大綱を乗り越えている。しかも、指導原理としての民主主義に持続的発展（Nachhaltige Entwicklung）を関連付けて、両者を保育施設の教育目標及び行動原理として位置づけたことは、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の幼児教育指針の独自性なのである。

「指導原理としての民主主義には、私達の未来の構築のための理想として機能する持続的発展の原理も必要である。……持続性は注意深い自然との出会いの中だけで具体化するものでない。持続性とはあらゆる領域において自らの行動の社会的、生態学的、文化的、経済的結果を配慮することを要求する基本原理である。……民主主義と持続性は保育施設における教育目標及び行動原理である。」¹⁵

持続的発展を教育目標及び指導原理にすることによって、子ども達が民主主義的に思考し、行動を起こし、責任を担う対象が、国境を越えるだけでなく、後に続く世代にも及んでいくのである。

3. 横断的次元としての「参画的志向」

次に、幼児教育指針では、保育施設における6つの学習の横断的次元(Querschnittsdimensionen)が示されている。横断的次元とは、保育者が、一人ひとりの子どもの違いに配慮し、子どもの独自の学習過程を支援するために常に配慮しなければならない観点である。すなわち、子どもの教育プロセスを促進する際、横断的次元はすべての教育領域における援助の方向性を示すとともに、子どもたち一人ひとりの違いを尊重するための視点になる¹⁶。以下が横断的次元である。

- ①参画的志向－世代間関係への配慮
- ②ジェンダー志向－性差の関係への配慮
- ③異文化間志向－多文化の関係への配慮
- ④インクルージョン的志向－様々な素質と障害への配慮
- ⑤生活状況的志向－様々な生活状況への配慮
- ⑥社会環境的志向－様々な地域環境への配慮

横断的次元の第一に参画的志向(Partizipationsorientierung)が位置付けられている¹⁷。幼児教育指針によると、子ども達は大人による保育を必要とする存在である。彼らは愛情と安全、愛着と庇後、刺激と寄り添いを求めている。大人の課題と責任とは子ども達からのこのような要求を満たすことである。子どもと大人は、保育の必要性ゆえに、いつも同等でないパートナーである¹⁸。子ども達は家庭内で大人との様々な関係を経験し、その経験を保育施設へ持ってくる。指導原理としての民主主義は、子どもと大人の間を、保育施設において民主主義的に構築することを要求する¹⁹。

子どもと大人の民主的関係は子どもの参画する

権利に基づいている。参画とは自分の生活及び共同体の生活にかかわる決定を分かち合ったり、問題の解決策を共に見つけることである²⁰。従って、参画的志向とは、保育施設における日常形成を子どもと大人の共同の課題として理解することである。参画とは子ども達による個別の問題への逐一の関与以上のものである。参画とは教育的原理として保育施設の日常全体を貫いているのである²¹。

幼児教育指針によれば、参画とは子どもと保育者間の対話－話し合いや共同決定－において具体化する²²。子ども達にとって何よりも必要なのは、彼らの言うことに耳を傾けられ、意見を聞いてもらえ、彼らの利益に配慮し、一緒に考えてもらえる体験なのである。例えば、子ども達の感覚知覚「寒くない」、感情「とっても腹が立ってる」、要求「おなかすいてない」を真面目に受け止めてもらえることが必要なのである²³。また、子ども達は自分や共同体のために責任を担える機会を持たなければならない²⁴。子ども達はすでに早いうちから、共同体のために責任を引き受けられることができるし、そう欲するものなのである。

さらに、子ども達に参画を保障するためには、大人の気分を左右されないために参画する権利を制度として定着させる必要がある²⁵。保育施設では、例えば、子ども会議、子ども評議会、子ども議会、さらに言えば子どもの権利が記述された「子ども憲法」として実践化される。

幼児教育指針によれば、参画的志向を実践する保育者は、次のような点に留意しなければならない²⁶。

- 保育施設を子ども達と共に構築する生活空間として理解すること
- 対立を様々な利害を共に討議決定できる建設的な機会として理解すること
- 子ども達に彼らに関係する事柄への参加の機会を開くこと
- 子ども達に責任を担う機会を認めること
- 参画が陶冶及び民主的訓育にとって価値あるものであると承知していること

4. 教育領域「文化、社会、政治」

幼児教育指針では、教育領域は子ども達のホリスティックな教育プロセスの一側面を強調した形で、6領域設定されている²⁷。子ども達は常に同時に複数の教育領域において自己形成している²⁸。例えば、子どもがフィンガーペインティングで家を描く時、美的感覚、身体と運動、もしか

するとシンボルの意味にも取り組んでいるのである。

子ども達は、様々な学びへの挑発を含む日常の関係性からいつも問いを発展させている。従って、教育領域の名称は人為的に作られたものであって、決して「教科」ではないと幼児教育指針では強調している²⁹。教育領域は保育者の子ども観察と省察に用いられるものなのである³⁰。保育施設には、教育領域で示されたテーマが子ども達にとってどうすれば近づきやすくなるのか、どうすれば学習プロセスを強く支援できるのかについて繰り返し熟慮することが求められる³¹。教育領域は以下の通りである。

- ①音楽教育，美的教育，メディア－あらゆる感覚で自分と世界を知覚すること
- ②身体，健康，運動－自分及び世界とつながること
- ③言語，記号，文字，コミュニケーション－他者と話したり，考えること
- ④算数，自然科学，技術－世界及びその規則を探究すること
- ⑤文化，社会，政治－共同体を共に形成すること
- ⑥倫理，宗教，哲学－意味への問いを立てること

以上の教育領域は、前述した共通大綱とほぼ対応している。しかしながら、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の幼児教育指針では、指導原理としての民主主義、横断的次元の参画的志向と関連して、教育領域「文化、社会、政治」を設け、子ども達が共生（Zusammenleben）を他者と共に形成すること³²を目標にしていることが特徴である。

多文化社会を生きるドイツの子ども達にとって、横断的次元の異文化間的志向と共に、「文化、社会、政治」領域は重要である。幼児教育指針によれば、保育施設それ自身がすでに「文化、社会、政治」の部分なのである³³。つまり保育施設は子どもにとって、家族や親族から一日のかなりの時間離れて過ごす通常最初の場所である。それは教育的に保護され構築された公共空間であり、そこで子ども達は文化、社会、政治について経験することができる³⁴。従って、保育施設が民主的な共同体として構築されている時、そして子ども達が共に構築することのできる共同体である時に、文化、社会、政治の経験は特に豊かなものになる³⁵。

子ども達による教育領域「文化、社会、政治」

のテーマ習得のためには、次の観点に基づく保育者の支援が必要であるという³⁶。

- 保育者自身が自分の文化を熟考すること
 - 文化的多様性を構築すること
 - 小さな社会として保育施設をつくること
 - より大きな社会への道をも示すこと
 - 世界の問題を除外しないこと
 - 政治／民主主義への保育者自身の理解を熟考すること
 - 民主的共同体として保育施設をつくること
- 保育者はさらに次のような観点で、教育領域「文化、社会、政治」とかかわる子ども達を支援しなければならない³⁷。
- 保育者自身が、様々な文化に好奇心と注意深さを持って出会うこと
 - 子ども達とのコミュニケーションを価値あるものとみなすこと
 - 子ども達の見解と振舞い方をまず受け入れて、彼らの振舞い方で保育施設に慣れるように援助すること
 - 職員集団の中で、及び子ども達と共に、保育施設の組織について熟考すること
 - 保育施設を民主的共同体としてつくること
 - 子ども達の参画する権利を構造的に保障すること
 - 子ども達と共に地域の中で活動的であること

以上のように、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の幼児教育指針には、民主主義の原理と子ども達の参画する権利を保育施設において保障することが第一義として示されていることが明らかになった。ここで留意しなければならないのは、保育施設を民主主義的な共同体として構築するためにまず第一に問われているのは、保育者自身の生き方や価値観であることである。保育者自身が民主主義的に行動し、文化の多様性に開かれた姿勢を持つことが強く求められているのである。

次にシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の保育施設において、子ども達の参画がどのように実現しているのか、筆者による観察をもとに考察を行うことにする。

IV. シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の保育施設における子ども達の参画の実際

子ども達の保育施設における参画は、日常生活や遊びにおける場面と、制度化された子ども会議等の場面に分けて考えることができる。ここ

では筆者によって行われた、2012年10月16日、19日、24日～26日における保育観察から子ども達の参画にかかわる実践をとりあげ考察する。観察保育施設はシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州のプロテスタント系Q保育施設、AWO系（Arbeiterwohlfahrt: 労働者福祉事業）保育施設J及びN保育施設の3園である。

1. 日常的な参画場面

(1) オープン保育（Offene Gruppen）

現在、多くのドイツの保育施設では従来の固定クラス単位の活動を完全に、あるいは部分的に解体している。子ども達はクラスの垣根を越えて、活動、仲間、空間を自分で選ぶことができる。観察を行ったシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の保育施設3園共にオープン保育を行っていた。しかし、子ども達は3園共に所属クラスをもっており、一日のどこかでクラス単位で集合してミーティングを行う。



写真2. 全員で朝の会（N保育施設）

(2) 提供活動の選択

オープン保育の特徴は、子ども達が自分の興味関心のある活動を選択できる自由があることである。普通は朝の会を全体で行って、保育者から提供活動（Angebot）を紹介され、希望する活動に挙手をして、担当保育者のもとで一定時間活動に取り組む³⁸。



写真3. 提供活動に取り組む子ども達（N保育施設）

(3) 機能別ルーム

子ども達が活動、仲間、空間を自分で選ぶことができるオープン保育には前提条件がある。それは従来のコーナー保育を前提としたグループリームが機能別ルームに改造されることである。選んだ活動に集中して取り組むためには、機能別に独立した空間が必要なのである。例えば科学の部屋、制作活動の部屋、木工室、積木の部屋、ごっこ遊びの部屋、運動の部屋、音楽の部屋、モンテッソーリ教具の部屋等がある。ドイツの保育施設では食事、昼寝のための部屋も独立していることがめずらしくない。



写真4. 科学の部屋（N保育施設）

(4) 作業共同体（Arbeitsgemeinschaft）

観察園3園共に毎日の提供活動と共に、子ども達は1週間の中のどこかで特定のテーマに基づいたプロジェクト活動に参加する。プロジェクト活動は長い時には6カ月ほど継続するという。プロジェクト活動については、既述した通り共通大綱において推奨されており、筆者がこれまで観察したバイエルン州の保育施設でも実践されていた。

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の保育施設ではじめて経験したのが、AG (Arbeitsgemeinschaft) と呼ばれる作業共同体活動である。これは一つのテーマを継続的に学び、発展させていくことがねらいである。5～6歳児にとっては義務であるが、希望すれば3～4歳児の参加も可能である。子ども達は4週間の試行期間を経て所属AGを自分で決める。AGは一年間かけて行われ、目標に向かって努力することが目指されている。プロジェクト活動との大きな違いは、「進歩」するために努力することがねらいになっていることである。ドイツのマイスター制度のごとく、段階ごとに試験があって、合格すれば資格証明書が発行される。例えば、馬のAGに所属する子ども達は、各自で自主的にAG担当者のもとに置かれている木馬で乗馬の練習をして技能を高める努力をしなければならないし、馬の世話の仕方或使用する道具について学ばなければならない。そして最終的には子ども達は実際に乗馬体験をするという。その他、サッカー、手芸、工作、チェス等のAGがある。継続的に学んで、進歩するように努力することを目指すAGは就学準備を明らかに意識した活動である。

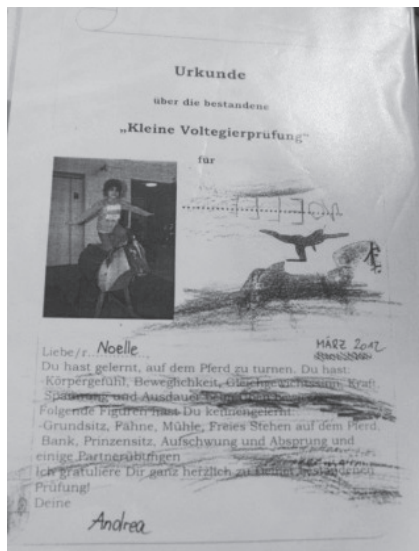


写真5. 木馬にバランスよく乗ることができた証明書（N保育施設）

(5) 食事

観察した3園の昼食は食堂でのビュッフェ式であった。社会的問題を抱える家庭の子どもが多く在籍しているJ保育施設園長から話を聞いた。子ども達の中には食事らしい食事は保育施設でしかとれないケースもある。入園当初は手当たり次第

に食べ物を自分の皿に入れた子どもも、園生活に慣れるに従って、必要な分だけ入れること、お腹がいっぱいになる感覚を知ること、野菜も食べることを保育施設で学んでいくという。J保育施設園長の「子ども達は食べ方を学ぶとともに、人間らしい生き方をも学ぶ」という言葉が印象的であった。

子ども達は自分で食事の時間、座席、食べる量や種類を決めることができる。このような保育施設の日常生活を通して、子ども達は自分にかかわる事柄の決定に参画することを学ぶのである。

2. 子ども議会—制度化された参画

観察した保育施設3園共に、所属クラスから投票で選ばれた子ども達による子ども議会 (Kinderparlament) が機能していた。幼児教育指針でも示されているように、大人の気分に影響されることなく、子ども達の参画を保障するためには、制度化された参画—子ども議会が必要になってくるのである。クラスで出された要望や意見を持って、子ども議員は保育者の援助のもと、定期的に子ども議会を開催し審議する。議題は子ども達の身近な出来事やルールについてがほとんどで、保育者からの提案を審議してもらうこともある。



写真6. クラス会議で採決する子ども達（N保育施設）

筆者が観察したN保育施設の子どもの議会での審議事項は以下の通りである。

- 多くの子ども達は二つ目のぶらんこを欲しがっている。本当に大部分の子ども達がそう思っているのかクラスで投票してほしい。
- トイレが汚れている。どうすれば清潔にできるかクラスでアイデアを集めてほしい。
- 滑り台の上から砂をばら撒かないでほしい。滑

り台の下の柔らかいクッション用砂に泥が混ざってしまうから。

- 階段手すりを滑り降りるのは禁止。さもないと年少児が真似をして危険だから。
- ツリーハウスが完成していないので、保護者の父親に手伝ってもらおう。
- 園庭に踏切をつくることになったが、標識は必要か？クラスで投票してほしい。
- 園庭の貨車の鍵が見つからないので遊べない。子ども達、鍵を探すのを手伝って!!! (保育者からのお願い)

子ども議会終了後、子ども議員は保育者の援助のもと、議事録を絵や記号によって作成する³⁹。そして各クラスで審議事項を報告し、意見聴取や投票を行う。筆者が観察したクラスでは次のような結果となった。

- 多くの子ども達は二つ目のぶらんこが欲しい。本当に大部分の子ども達がそう思っているのかクラスで投票してほしい。
→投票結果 はい11名 いいえ4名
- トイレが汚れている。どうすれば清潔にできるかクラスでアイデアを集めてほしい。
→鼻栓、手袋、ぞうきん、バケツ、洗剤
- 園庭に踏切をつくることになったが、標識は必要か？クラスで投票してほしい。
→投票結果 はい10名 いいえ4名

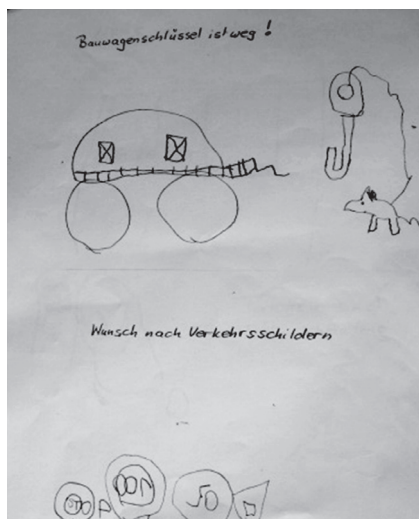


写真7. 子ども達が作成した議事録 (N 保育施設)

おわりに

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の幼児教育指針では、民主主義が指導原理として明確に位置づけられていた。指導原理が機能するためには、保育施設自体が民主主義の子ども部屋として構築されなければならない。つまり、子ども達が保育施設において自分にかかわる問題を共同決定できる環境及び大人との関係が整えられなければならない。幼児教育指針では、横断的次元として「参画的志向」を置き、保育者があらゆる場面で子ども達の参画を支援することを使命とした。また教育領域「文化、社会、政治」を位置づけ、保育施設を初期の政治教育の場と捉えた。

実際の保育施設での実践では、オープン保育の中で⁴⁰、子ども達は自分で選んで決めること、決定したことには責任を持って取り組むことが重視されていた。食事の際にも、何を、どれだけ、どの場所で、誰と食べるのかを自分で決める。参画とは、日常のすべての場面で実現され得ることが明らかになった。

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の保育施設で特徴的であったAGでは、さらに責任感や忍耐力が求められる。参画する中で、努力して目標を達成することがAGの目標であった。

子ども議会は、議題が子どもの身近な生活の出来事なので、子ども達の積極的な参画が見られた。保育者は指示命令を控え、子ども達が意見を言えるように司会することを心がけていた。

今回観察した保育施設は子ども達の参画に熱心で意識の高い園長と保育者達によって運営されていた。子ども達の参画を保障するためには、園長のすぐれたリードのもと、保育者の高い資質と保育者同士の連携が求められる。

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の保育施設の子ども達の参画を指導してきたキール専門大学のクナウアー教授 (Prof. Dr. Raingard Knauer) は次のように述べている。(2014年5月10日インタビュー)

「子ども達の参画が重要であることは、多くの保育者は共通理解している。しかし、どのように実践すべきかが理解できていない場合がある。指示命令は容易であるが、参画は難しいと受けとめている保育者が多いようである。」

子ども達の参画を保障するためには、保育者養成及び現職保育者研修の場において、子ども達一

人ひとりの特性を理解した上で、いかに子ども達の参画を支える力を養成できるかが問われている。ドイツの保育施設は異年齢クラスが主流であるので、クラスにおける話し合いの際、参画能力の差が大きい。クラスの規模を小さくするか、同年齢グループの中で年少児が主体となる場の設定を作る等も一つの選択肢であろう。しかし、クラス規模等の保育条件は、保育施設の努力だけでは解決できない制度上の問題である。ドイツの保育者配置基準は子ども 20～25 名に対して、保育者 2 名というケースが多い。日本の幼稚園が 35 対 1 であるのに比べると、むしろドイツの保育条件の方が恵まれている。しかし、筆者がこれまで出会ったバイエルン州の保育者達も現在の職員配置基準に満足していなかった。一人ひとりの子ども達の参画を保障し、丁寧に援助するためには、保育者自身の資質や能力と共に、職員配置基準等の保育条件のさらなる改善が必要なのである。

ドイツの保育施設における参画の実践から、日本の保育は何を学ぶことができるのだろうか。まずは、私達子ども観を見なおし、子どもの権利条約の精神を日常の保育にどう生かせるかを保育者間で話し合うことが必要である。その上で、出来ることから着手してみることであろう。例えば、主活動のテーマを子ども達と考えてみるとか、子ども達の意見を取り入れて保育環境の変更を試みる等である。一日の生活の中で、どの場面なら子ども達が参画できるのかを保育者間で話し合ってみることから始めてみる、そこから保育施設における子ども達の参画は始まるのである。そのためには、園長と保育者、及び保育者同士が自らの保育観を率直に語り合える民主的な共同体でなければならない。保育における子ども達の参画への取り組みがたとえささやかなものであったとしても、それは未来の民主主義をつくる着実な一歩なのである。

謝辞

貴重な助言や資料を提供して下さった、キール専門大学教授のラインガルト・クナウアー博士とシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の保育関係者の皆様にこの場をかりてお礼申し上げます。

註

- (1) 総則で、「保育所は、児童福祉法に基づき保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。したがって、保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。」と述べられた。保育の原理では、「子どもの人権に充分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」、「子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないように配慮すること」と示された。
- (2) 文科省は改訂の観点の一つとして、「教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割をはたすことを明示」したとしている。（文部科学省ホームページ「幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要」）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siryu/07072701/007.htm (2014. 9. 20)
- (3) 時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方に関する調査研究協力者会議「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について」（1997年11月）では、1989年版幼稚園教育要領の問題点を次のように指摘した。「幼児の主体的活動としての遊びを中心とした教育の実践を進めるためには、教師が遊びにどうかかわるのか、教師の役割の基本が理解されていないなければならない。現行の幼稚園教育要領では、この点について十分に述べられておらず、教師の間で共通理解ができていない面があり、一部には、自由に遊ぶのに任せていればいいといった誤解を招いている面もある。」

研究者も同様の問題点を指摘している。例えば、上野ひろ美氏は1989年版幼稚園教育要領について、「子どもの主体的活動を重視することによって、教師の役割が大きく後退し、保育現場に混乱をもたらした点は前要領の大きな問題であった。」と指摘している。（上野ひろ美、瓜生淑子、比留間みどり「幼稚園教育要領改訂をめぐる諸問題と実践的課題」、奈良教育大学教育学部附属教育実践研究指導センター『教育実践研究指導センター研究紀要』、1999年、156ページ）

- (4) ドイツでは1990年1月26日に子どもの権利条約に署名, 1992年4月5日に発効した。教育に関する法規改訂については次節で説明する。
- (5) 青少年法第8条が参加する権利 (Beteiligung von Kindern und Jugendlichen) について規定している。
- (6) ドイツの施設型保育施設は, ①3歳未満児対象の保育所 (Kinderkrippe), ②3歳~6歳対象の幼稚園 (Kindergarten), ③小学生対象の学童保育 (Hort) に区分できる。現在, ドイツでは州や地域によって様々な施設を Kindertagesstätte (Kita) という名称で呼ぶことが多くなっている。また一部では, 全日制保育施設, 又は0歳から学童期まですべての年齢の子ども達対象の施設を Kita と呼ぶこともある。本論では原語に基づいて Kita 法とした。
- (7) シュレースヴィヒ = ホルシュタイン州 Kita 法第16条第2項。
- (8) Kultusminister Konferenz, Jugendministerkonferenz 2004: Gemeinsamer Rahmen der Länder für die frühe Bildung in Kindertageseinrichtungen. Beschluss der Jugendministerkonferenz vom 13./14. 05. 2004/ Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 03./04.06.2004. http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/2004/2004_06_03-Fruhe-Bildung-Kindertageseinrichtungen.pdf (17. 09. 2014)
- (9) 共通大綱では, 「保育施設の教育は総合的援助の原理が特徴で, 教科別指導や学問分野への方向づけはなじまない」としている。
- (10) Ministerium für Soziales, Gesundheit, Familie und Gleichstellung des Landes Schleswig-Holstein (Hrsg.) (2012): Erfolgreich starten. Leitlinien zum Bildungsauftrag in Kindertageseinrichtungen, Kiel.
- (11) Ibid., S. 6.
- (12) Ibid., S. 7.
- (13) Ibid., S. 10.
- (14) Ibid., S. 14.
- (15) Ibid.
- (16) Ibid., S. 23.
- (17) Ibid., S. 16-17.
- (18) Ibid., S. 16.
- (19) Ibid.
- (20) Ibid.
- (21) Ibid.
- (22) Ibid., S. 17.
- (23) Ibid.
- (24) Ibid.
- (25) Ibid.
- (26) Ibid.
- (27) Ibid., S. 24.
- (28) Ibid.
- (29) Ibid.
- (30) Ibid.
- (31) Ibid.
- (32) Ibid., S. 38.
- (33) Ibid., S. 39.
- (34) Ibid.
- (35) Ibid.
- (36) Ibid., S. 39-40.
- (37) Ibid., S. 41.
- (38) 子ども達は提供される複数の活動の中から, 興味関心のある活動を自己決定して取り組む。自由遊びの時間では選択活動の種類自体, すべて子ども達に任される。
- (39) 保育者は子ども達の絵や記号で作成された議事録に簡単なドイツ語によって説明を補足する。そして翌日には子ども達の描いた絵や記号を模写して正式な議事録を作成して保管する。
- (40) 現代のドイツの乳幼児教育では, 子どもを能動的に世界を探索理解する主体者として捉え, 乳幼児期からの学習 (Bildung) 支援に重きが置かれている。共通大綱でも示されていたように, 学習方法は総合的・ホリスティックなものであり, プロジェクト活動やオープン保育が多くみられる形態である。